

平成15年12月1日

周南社協要綱第63号

社会福祉法人周南社会福祉協議会
周南市心身障害者福祉作業所なべづる園運営委員会設置要綱

1 趣旨

地域及び関係機関等との連携を密にし、なべづる園の適正かつ効率的な運営及び心身障害者の福祉の向上を図るため、心身障害者福祉作業所なべづる園運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 機能

委員会は次の機能を有する。

- (1) なべづる園にどんな活動が必要か、アイデアの提供及び運営協議
- (2) 地域内の機関や団体が、どんな協力ができるか、応援体制の確立と調整
- (3) 施設活動の支持と地域住民への協力を深めるP・R
- (4) イベントなど行事活動に伴う人的教育の窓口

3 委員の委嘱

委員は、本会会長が委嘱する。委員会は、次の者で組織する。

- (1) 地区民協を代表する者
- (2) 熊毛心身障害者協議会を代表する者
- (3) 熊毛心身障害者父母の会を代表する者
- (4) なべづる園保護者を代表する者
- (5) なべづる園を育む会を代表する者
- (6) 行政機関を代表する者
- (7) ボランティア団体を代表する者
- (8) 社会福祉協議会を代表する者

4 委員の任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- (3) 委員長は委員会の会務を総理する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 会議

- (1) 委員会は委員長が招集し、議長となる。
- (2) 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

7 事務局

委員会の事務はなべづる園で行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から適用する。